

1 1 幼稚園等の利用申込

(1) 私立・国立の幼稚園等の利用申込

私立・国立の幼稚園等の利用を希望する場合は、施設ごとに申込方法や時期が異なりますので、利用希望の施設へ、直接お問い合わせください。

(2) 市立幼稚園の4月1日入園の利用申込

※ 年度途中（4月2日以降）の入園を希望する場合は、30ページを御覧ください。

① 利用申込要件

ア 高松市で住民登録をしている子ども又は入園時（4月1日）までに高松市に住所を有する予定の子ども

イ 1号認定を希望する子ども（2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する子どもを含む。）

② 保育区分

- ・ 3年保育（3歳児）令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 2年保育（4歳児）令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 1年保育（5歳児）令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた子ども

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
	特別な支援を要する子ども（※1）	左記以外の子ども
受付期間（※2）	令和7年10月27日(月)～10月31日(金)	令和7年11月4日(火)～11月21日(金)
	8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く。）	
受付場所	入園を希望する市立幼稚園（※3）	

◆ 空き状況については、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

※1 特別な支援を要する子どもとは、発達障がいなどにより特別な支援が必要とされ、公立小学校での通級指導教室又は特別支援学級への入級に相当する程度の障がいのある子どもをいいます。以下30ページまでにおいて同じです。

※2 園の行事等で平日が休業日になる場合があり、この場合は受付ができません。休業日については、入園希望の幼稚園に御確認ください。

※3 **特別な支援を要する子どもについても、全ての幼稚園で利用申込を受け付けます。**

③ 利用申込方法

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
	特別な支援を要する子ども	左記以外の子ども
1	各幼稚園に備付けの「入園申込書」と「問診票」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。	各幼稚園に備付けの「入園申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。
2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と、子どもの状態や必要な支援等について面談を行います。	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。

3	複数の市立の幼稚園・認定こども園（教育部分）（以下「市立幼稚園等」といいます。）に申し込むことはできません。複数の市立幼稚園等に申し込んだ場合は、受付を取り消します。	
4	<p>面談の内容及び「問診票」等をもとに、高松市立幼稚園特別支援教育支援会において、入園及び支援の在り方について協議します。</p> <p>協議の結果、受入れが可能となった場合は、結果通知後に、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。</p>	<p>受付期間中に入園を希望する市立幼稚園等を2園まで変更することができます。その際は、幼稚園に提出した「入園申込書」等を受け取り、新たに入園を希望する市立幼稚園等に提出してください。</p>

※ 教育・保育給付認定申請に必要な書類については11～13ページを御覧ください。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した幼稚園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

兄や姉が受付開始日の前日までに当該幼稚園に在園し、令和8年度も引き続き在園する場合、その弟や妹については、抽選を行わず優先入園となります。ただし、2年保育（4歳児）については、定員に空きがある場合に限りです。

なお、特別な支援を要する子どもが、高松市立幼稚園特別支援教育支援会における協議の結果、受入れが可能となった場合においても、下線部の条件に当てはまらなければ、「⑧ 抽選の実施」の対象となります。

⑦ 申込状況の広報

令和7年11月5日（水）～同月25日（火）に、各幼稚園の掲示板等で、前日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までの当該幼稚園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

令和7年11月21日（金）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。

抽選を行う場合は、当該幼稚園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した幼稚園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

	特別な支援を要する子ども	左記以外の子ども
1	<p>「高松市立幼稚園特別支援教育支援会協議結果通知書」を12月上旬頃に送付してお知らせします。</p> <p>※ 次の2～5は「受入れが可能」と通知された場合に限りです。</p>	
2	<p>定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。</p> <p>※ 「⑧抽選の実施」参照</p>	
3	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。	
4	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。	
5	「入園許可決定通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。	

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望の幼稚園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、幼稚園の空き状況に応じて、随時受け付けます。

園児数が著しく少ないときは、幼稚園における一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

(3) 市立認定こども園（教育部分）の4月1日入園の利用申込

※ 年度途中（4月2日以降）の入園を希望する場合は、30ページを御覧ください。

① 利用申込要件

ア 高松市で住民登録をしている子ども又は入園時（4月1日）までに高松市に住所を有する予定の子ども

イ 1号認定を希望する子ども（2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する子どもを含む。）

② 保育区分

- ・ 3年保育（3歳児）令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 2年保育（4歳児）令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 1年保育（5歳児）令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた子ども

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）
受付期間	令和7年11月4日（火）～11月21日（金）
	8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く。）
受付場所	入園を希望する市立認定こども園（※）

◆ 空き状況については、入園希望の認定こども園にお問い合わせください。

※ **特別な支援を要する子どもについても、全ての認定こども園で利用申込を受け付けます。**

④ 利用申込方法

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）
1	各認定こども園に備付けの「入所申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する認定こども園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。 特別な支援を要する場合には、療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。
2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。
3	複数の市立幼稚園等に申し込むことはできません。複数の市立幼稚園等に申し込んだ場合は、受付を取り消します。

4	受付期間中に入園希望の市立幼稚園等を2園まで変更することができます。その際は、認定こども園に提出した「入所申込書」等を受け取り、新たに入園を希望する市立幼稚園等に提出してください。
---	--

※ 教育・保育給付認定申請に必要な書類については11～13ページを御覧ください。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した認定こども園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

兄や姉が受付開始日の前日までに当該認定こども園に在園し、令和8年度も引き続き在園する場合、その弟や妹については、抽選を行わず優先入園となります。ただし、2年保育（4歳児）については、1号認定の定員に空きがある場合とします。

⑦ 申込状況の広報

令和7年11月5日（水）～同月25日（火）に、各認定こども園の掲示板等で、前日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までの当該認定こども園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

令和7年11月21日（金）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。

抽選を行う場合は、当該認定こども園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した認定こども園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

1	定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。 ※ 「⑧抽選の実施」参照
2	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。
3	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。
4	「入所承諾通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望の認定こども園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、認定こども園の空き状況に応じて、随時受け付けます。



(4) 市立幼稚園等の年度途中の利用申込

※ 年度途中（4月2日以降）の入園を希望される方のみ御覧ください。

① 利用申込受付期間・場所等

区 分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
受付期間 （※1）	随 時（土・日曜日、祝日を除く。）	
	8時30分～17時	
受付場所	入園を希望する市立幼稚園等（※2参照）	
利用 申込 方法	1	各園に備付けの「入園申込書」（認定こども園は「入所申込書」）に必要事項を記入し、受付期間内（※3）に、希望する園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等（※4）を園に御提出ください。
	2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。

◆ 年度途中の利用申込は、各園の空き状況に応じて、随時受け付けます。ただし、**3・4歳児については、次年度の市立幼稚園等の4月1日入園の受付期間中（例年、10月下旬～11月中旬）は、入園できない場合があります。**

◆ 空き状況については、入園希望の園にお問い合わせください。

◆ 利用申込要件・保育区分については、4月1日入園の場合と同様です。

※1 園の行事等で平日が休業日になる場合があります、この場合は受付ができません。休業日については、入園希望の園に御確認ください。

※2 **特別な支援を要する子どもについては、園の状況に応じての受入れとなりますので、入園希望の園又はこども保育教育課に御相談ください。**

※3 **各月の1日からの入園を希望される場合は、前月の25日（土・日曜日及び祝日の場合はその前の平日）までに申し込んでください。**

※4 教育・保育給付認定申請に必要な書類については、11～13ページを御覧ください。

② 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した園に連絡してください。

③ その他のお知らせ

申込みについてのお問い合わせは、入園希望の園にお願いします。

園児数が著しく少ないときは、幼稚園における一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

(5) 市立幼稚園（国分寺南部幼稚園）における満3歳児の受入れ

令和8年度から、国分寺南部幼稚園において、満3歳児（令和5年4月2日から令和6年2月28日までに生まれた子ども）について、**誕生日の翌月からの受入れが始まります。**申込方法については、(4)の年度途中の利用申込と同様です。受付期間・空き状況など、詳しくは国分寺南部幼稚園にお問い合わせください。

(6) 預かり保育の利用を希望する場合

預かり保育の利用については、各幼稚園等にお問い合わせください。

預かり保育の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。詳しくは41～46ページを御覧ください。

1 2 入園決定後の手続等（新制度に移行している幼稚園等）

（1）教育・保育給付認定（1号認定）申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付認定（1号認定）を受けていただくことにより、授業料は0円となります。申請に必要な書類等については、11～13ページを御覧ください。申請書の記入に当たっては、69ページの記入例を御参照ください。

※ 市立幼稚園等に入園される場合は、申込時等に申請済みです。

※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要です。各施設にお問い合わせください。

（2）教育・保育給付認定の変更申請

保護者の婚姻・離婚や祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書等の提出が必要です。提出書類については、17ページの表を御覧ください。

提出先	在園中の施設を経由してこども保育教育課に提出
提出期限	変更後速やかに。各月の10日以降に提出された場合は、提出の翌月以降の変更となる場合があります。

（3）給食費の納入等

給食費については、幼児教育・保育無償化後も引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっておりますので、御理解の程、お願いいたします。

なお、給食費は、幼稚園等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。

月の途中で退園・利用の取り止めや、欠席をした場合でも、その月の給食費は全額を納めていただきますので、御了承ください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなりますので、定められた期限までに必ず納付をしてください。

幼稚園等における食物アレルギー対応は、医師の指示に基づき、家庭と幼稚園等が共通理解をすることが重要です。しかしながら、幼稚園等における対応方法はそれぞれ異なってくることから、事前に入園を希望する幼稚園等に相談してください。

◆ 市立幼稚園における給食費の納入

市立幼稚園を御利用の方は、各施設に、口座振替の方法により、又は銀行等の窓口で納めていただきます。

◆ 市立認定こども園（教育部分）における給食費の納入

市立認定こども園（教育部分）を御利用の方は、高松市に、口座振替の方法により、又は銀行等の窓口で納めていただきます。3歳児の4・8月分、4・5歳児の8月分については、徴収はありません。

◆ 市立認定こども園（教育部分）における給食費の免除

市立認定こども園（教育部分）の園児が、食物アレルギー等の理由で、ひと月の給食全ての提供を受ける予定がない場合は、その月の初日の3日前（又は入園日の前日）までの申請により、その月の給食費が免除となります。

◆ 私立施設における給食費の納入

私立施設を御利用の方は、納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 副食費の免除

《免除対象者》

- ・世帯収入が360万円未満**相当**世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

《免除方法》

実費徴収する給食費のうちの副食費分を徴収しません。

《注意》

- ◆ 免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月（継続児の場合は4月）と9月に行います。免除対象者に対しては、入園月又はその翌月（継続児の場合は4月）及び9月に書面通知をいたします。
なお、世帯状況の変更や税更正により、判定結果が変更となる場合があります。その場合は、対象者に書面通知をいたします。
- ◆ 令和7年又は令和8年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方はマイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書等の提出を依頼する場合があります。
- ◆ 令和7年又は令和8年の1月1日に海外に居住をしていた方は、それぞれ令和6年中又は令和7年中の収入を証明する書類を提出してください。
- ◆ 収入の申告がない方及び上記により所得課税証明書等・収入を証明する書類の提出が必要な方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告・証明書類の提出をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 3 入園決定後の手続等（新制度に移行していない幼稚園）

（1）施設等利用給付認定申請

新制度に移行していない幼稚園（以下、「未移行幼稚園」といいます。）を御利用の場合は、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただくことにより、授業料や預かり保育等の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となります。「施設等利用給付認定」の申請に必要な書類や変更申請が必要な場合など、詳しくは、35～40ページを御覧ください。

- ◆ **私立の未移行幼稚園の授業料**については、各施設が定める授業料と幼児教育・保育の無償化による上限月額（25,700円）の差額分を、各施設に納めていただきます。

※ 認定の有効期間が月の途中で開始（終了）する場合は、上限月額が日割りとなります。

- ◆ **香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎の授業料**については、施設が定める授業料全額を納めていただきます。その後、保護者の方から提出された請求書等により、上限月額（8,700円）まで、高松市こども保育教育課からお支払いいたします。詳細については、別途通知いたします。

- ◆ 授業料の納入方法及び納入時期については、各施設にお問い合わせください。

※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要です。各施設にお問い合わせください。

- ◆ **預かり保育等の無償化**については、41～46ページを御覧ください。

（2）給食費の納入等

給食費については、幼児教育・保育無償化後も引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっておりますので、御理解の程、お願いいたします。

- ◆ **未移行幼稚園における給食費の納入**

納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなります。定められた期限までに必ず納付をしてください。

- ◆ **副食費の免除**

«免除対象者»

- ・世帯収入が360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

«免除方法»

各施設において対応が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

《注意》

- ◆ 免除となる額には上限があります（参考：令和6年度上限月額4,800円）。
- ◆ 免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月（継続児の場合は4月）と9月に行います。免除対象者に対しては、入園月又はその翌月（継続児の場合は4月）及び9月に書面通知をいたします。
なお、世帯状況の変更や税更正により、判定結果が変更となる場合があります。その場合は、対象者に書面通知をいたします。
- ◆ 令和7年又は令和8年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書等の提出を依頼する場合があります。
- ◆ 令和7年又は令和8年の1月1日に海外に居住をしていた方は、それぞれ令和6年中又は令和7年中の収入を証明する書類を提出してください。
- ◆ 収入の申告がない方及び上記により所得課税証明書等・収入を証明する書類の提出が必要な方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告・証明書類の提出をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 4 施設等利用給付認定

(1) 施設等利用給付認定

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園等の預かり保育や未移行幼稚園の利用等について、「子育てのための施設等利用給付」が導入されました。幼児教育・保育の無償化の対象となるために、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただき、高松市から施設等利用給付の認定内容を通知します。

(2) 施設等利用給付認定申請の対象者

幼稚園等の預かり保育や未移行幼稚園等の利用を希望する子どもを持つ保護者であって、**利用希望日時点で、保護者及び子どもが高松市に居住し、住民登録をしている方**が対象です。高松市に転入される方は、転入前の市区町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、高松市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。申請書の記入に当たっては、71～72ページの記入例を御参照ください。

※ 教育・保育給付認定（2号・3号認定）を受けて認可の保育施設等を利用している場合や、企業主導型保育施設を利用している場合は、施設等利用給付認定の対象外です。

(3) 施設等利用給付認定区分

「施設等利用給付認定」には、教育・保育の利用を希望するお子さんの年齢と保育の必要性の認定に応じ、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定区分と区別するため、施設等利用給付認定区分を「新○号」という呼び方を通称として使用します。

認定区分	無償化の対象	年齢	保育の必要性	所得制限
新1号	・幼稚園授業料 (未移行幼稚園のみ)	満3歳以上	なし	なし
新2号	・幼稚園授業料 (未移行幼稚園のみ) ・預かり保育利用料 ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料(※3)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	あり(※1)	なし
新3号		満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	あり(※1)	市区町村民税非課税世帯(※2)のみ

- ※1 子どもの保護者全員が、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。
- ※2 4～8月の利用については令和7年度、9～3月の利用については令和8年度の市区町村民税が非課税である世帯が対象です。また、生活保護受給世帯や保護者が里親である場合を含みます。
- ※3 幼稚園等に在籍している場合は、認可外保育施設等の利用については無償化の対象外となる場合があります。詳しくは、41～46ページを御覧ください。

(4) 施設等利用給付認定の有効期間

施設等利用給付認定には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は施設等利用給付認定が失効します。再び施設等利用給付の認定を希望する場合は、改めて「施設等利用給付認定申請」が必要です。

▼施設等利用給付認定の新1号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで

▼施設等利用給付認定の新2号認定・新3号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由		有効期間
① 就労	<p>労働することを常態としているため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上勤務していること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム勤務のほか、パートタイム、夜間勤務など基本的に全ての就労形態が該当します。 ・居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。 ・無収入のボランティア活動等は、就労とは認められません。 	<p>[新2号認定] 小学校就学前まで このうち、必要と認められる期間</p> <p>[新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで このうち、必要と認められる期間</p>
② 妊娠・出産	<p>妊娠中又は出産後間がないため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>出産予定日が属する月の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>
③ 疾病・障がい	<p>疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいをもっているため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
④ 介護・看護	<p>同居又は長期間入院等をしている親族を、<u>常時</u>、<u>介護</u>又は<u>看護</u>するため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上介護又は看護を行っていること。）</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
⑤ 災害復旧	<p>火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>

⑥ 求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合	認定日からその日の属する月の翌々月の末日まで（3か月） ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで
⑦ 就学	就学（通信教育を除き、職業能力開発校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合（1か月の就学時間が64時間以上であること。）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで
⑧ 虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
⑨ 育児休業取得時に、 既に認可外保育施設 を利用している	当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが 認可外保育施設 を利用しており、継続利用を希望している場合（幼稚園等（未移行幼稚園を含む。）を利用している場合は、対象外です。）	既に認可外保育施設を利用している子ども について、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に、施設等利用給付認定に係る子どもが5歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（*）となります。） * 育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。
⑩ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること。		市長が必要と認める期間

※ 各事由において、満3歳児においては次年度の現況届を提出することにより、新3号認定から新2号認定に切り替わります。

(5) 認定申請に必要な書類

全ての方に提出が必要な書類

- 「高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届」
子ども1人につき1枚

未移行幼稚園に入園する場合、全ての方に提出が必要な書類

○ 「マイナンバー提供書」

1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）。申請者についてのみ、次のA・Bいずれかの「マイナンバー確認書類」及び「身元確認書類」を提示（又は写しを提出）してください。

ただし、申請者以外の代理人が提出する場合は、代理人の「身元確認書類」も提示してください。

なお、申請者以外の代理人が提出する場合は、当該提供書裏面の委任状が必要です。

区分	マイナンバー確認書類	身元確認書類
A	マイナンバーカード（顔写真付き）	
B	住民票の写し（マイナンバー記載あり）、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）、マイナンバー通知カード（住所等が一致しているもの）のいずれか1点	<p>【1点で良いもの】 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等）</p> <p>【2点必要なもの】 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証明書等</p>

家庭状況により提出が必要な書類

① 該当する御家庭のみ必要な書類

次に該当する場合は、該当する事柄につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

対象となる事柄	提出書類
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証明書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し 上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本若しくは抄本（写しでも可）又は事件係属証明書の写し
生活保護を受給している場合 （新3号認定又は未移行幼稚園への入園を希望する場合のみ）	生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し

② 市区町村民税所得課税証明書等

令和7年又は令和8年の1月1日時点で高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書等の提出が必要な場合もあります（新3号認定又は未移行幼稚園の副食費免除の判定に用いるため。）。

新2号認定・新3号認定を希望する場合のみ必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類（下表参照）

・・・保護者（父及び母）1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

保育を必要とする事由	添付書類
① 就労（自営業・内職を含む。） ※ パート、内定、育児休業復帰等を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 自営業（*）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付
② 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）
③ 疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病・障がい等申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
④ 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護・看護申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
⑤ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書等
⑥ 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動申立書
⑦ 就学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）
⑧ 虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関が発行する、事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に、認可外保育施設を利用している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書

* 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）をいいます。

《注意》

- ◆ 書類の記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用しないでください）。
- ◆ 訂正する場合は、訂正印（押印のない書類については、記入者のサイン）が必要です。**修正液等による訂正はできません。**
- ◆ 一度御提出していただいた書類は、原則、返却はできません。**控えが必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。**
- ◆ 証明書類は、原則として、**申請受付日より過去3か月以内に証明されたもの**（令和8年4月からの利用に係る申込の場合は、申請受付日より過去3か月以内、かつ、令和7年10月以降に証明されたもの）が必要です。また、保育を必要とすることを証する添付書類は、**認定希望日時点の状況について証明するもの**が必要です。

(6) 施設等利用給付認定申請書の提出先

入園が決定した幼稚園や在籍している幼稚園等に提出してください。総合センター・支所では受け付けできません。

提出期日については、各幼稚園等に御確認ください。

マイナンバー提供書は、必ず封入・封緘し、申請書と一緒に提出してください。

(7) 施設等利用給付認定後の手続

◆ 現況届の提出

施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた方について、世帯の状況や保育の必要性の確認のため、1年に1回、現況届及び御家庭の状況が分かる書類の提出を求めています（毎年10月下旬頃、在籍している幼稚園等を通じて御案内します。）。

※ 提出書類は、在籍している幼稚園等が確認することがあります。

◆ 施設等利用給付認定の変更申請

施設等利用給付認定を受けた方について、保育を必要とする事由又は世帯状況に変更があった場合には、その都度必要書類を御提出ください。

※ 新1号認定から新2号・新3号認定、新2号・新3号認定から新1号認定への切り替えを御希望の場合は、変更申請ではなく、新規の申請が必要です。

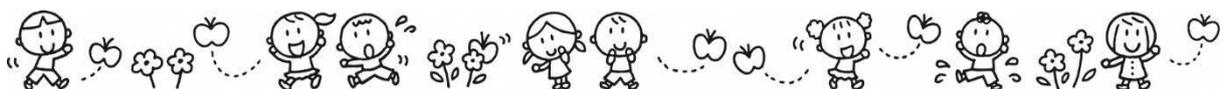
提出先 在籍している幼稚園等を経由してこども保育教育課に提出

提出期限

- ・保育を必要とする事由の変更…変更希望月の前月25日（土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日）の17時まで
- ・世帯状況の変更…変更後速やかに。各月の10日以降に提出された場合は、提出の翌月以降の変更となる場合があります。

内容	必要書類
保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・離婚の場合：離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）。離婚調停中の場合は事件係属証明書の写し ・婚姻の場合：世帯に加わる方の保育を必要とすることを証する添付書類（39ページ参照。新1号認定の場合は不要です。）及びマイナンバー提供書等
生活保護を受給することになった場合（未移行幼稚園を利用中又は新3号認定を受けている場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・生活保護受給者証の写し
ひとり親家庭で、児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の交付を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し
保育を必要とする事由の変更（求職活動中→勤務内定など）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・保育を必要とすることを証する添付書類（39ページ参照）

※ 表の内容は、変更申請が必要な場合の例です。上記以外にも、認定内容に変更が生じた場合は、その都度、変更申請手続が必要となります。詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。



1 5 預かり保育の無償化

(1) 無償化対象者及び算定方法

施設等利用給付認定（※）の新2号・新3号認定を受けた方が幼稚園（未移行幼稚園を含む。以下42ページまでにおいて同じ。）や認定こども園の預かり保育を利用した場合、月額給付限度額の範囲で、利用日数に応じて利用料が無償化されます。なお、施設等利用給付認定の認定前に利用した預かり保育の利用料は無償化の対象となりませんので、御注意ください。

※ 施設等利用給付認定については、35～40ページを御覧ください。

認定区分	年齢	所得制限	月額給付限度額	算定方法
新2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	なし	11,300円	預かり保育の利用日数×日額単価（450円）と月額給付限度額を比較して小さい方の金額を給付
新3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	あり	16,300円	

※ 月の途中から認定を受けた場合や月の途中で認定を終了（退園）した場合は、無償化の月額給付限度額を日割計算した額を当該月の月額給付限度額とします。

(2) 無償化対象施設等

- ① 在籍している幼稚園や認定こども園の預かり保育が無償化の対象となります。
- ② 在籍している幼稚園や認定こども園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育提供量が十分な水準でない場合（※）に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化の対象になる場合があります。
- ③ 無償化の対象になるのは、施設の所在市町村の「確認」を受け、市町村が公示した施設・サービスに限ります。高松市所在の無償化対象の施設等は、高松市ホームページに掲載していますので、そちらを御確認ください。

なお、43～46ページに令和7年9月1日時点の対象施設一覧を載せています。

※ 預かり保育の提供量が十分な水準でない場合とは、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合をいいます。

(3) 請求方法

一旦利用料金の全額を施設に支払った後、高松市に請求をしてください。無償化対象金額を高松市からお支払いいたします。お支払いは、3か月毎に、年4回を予定しています。

なお、在籍している園が法定代理受領を実施している場合は、無償化分を差し引いた金額の利用料を園へ支払うため、請求は不要になります。

① 提出書類

請求書、内訳書、施設から発行される提供証明書及び領収書

※ 提出書類の様式や記載例は、在籍している園又は高松市こども保育教育課で受け取っていただくか、高松市ホームページからダウンロードしてください（「償還払い」で検索）。

② 提出方法及び提出期限

前月末までに高松市ホームページ又は広報高松によりお知らせいたします（在籍している園が取りまとめを行う場合は、園が指定する期限等に従ってください。）。

(4) その他

幼稚園や認定こども園に在籍せずに認可外保育施設等のみを御利用の場合も、施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定を受けた方は、月額給付限度額の範囲で給付が受けられる場合があります。詳細は、高松市ホームページを御確認いただくか、高松市こども保育教育課までお問い合わせください。



(5) 特定子ども・子育て支援施設等一覧（令和7年9月1日現在）

※ 最新の情報は、高松市公式ホームページの「令和元年10月1日からの無償化対象施設等について」を御覧ください。

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について (平日8時間かつ年間200日以上提供)	確認年月日
1	幼稚園(特定教育・保育施設であるものを除く。)	マリア幼稚園	高松市多肥下町14-3	学校法人高松聖母被昇天学院	-	令和元年8月22日
2		栗林幼稚園	高松市栗林町二丁目19-4	学校法人栗林学園	-	令和元年8月22日
3		光華幼稚園	高松市瓦町一丁目13-8	学校法人光華学園	-	令和元年8月22日
4		くにとう幼稚園	高松市伏石町1611	学校法人国東学園	-	令和元年8月22日
5		香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎	高松市番町五丁目1-55	国立大学法人香川大学	-	令和元年8月22日
1	認可外保育施設(企業主導型保育事業であるものを除く。)	光華保育園	高松市瓦町一丁目13-8	宗教法人高善寺	-	令和元年8月22日
2		保育サポートひまわりイオン高松店	高松市香西本町1-1	有限会社FineStyle	-	令和元年8月22日
3		24時間保育クラブキッズ	高松市藤塚町二丁目12-13 第2八十川ビル	株式会社クラブキッズ	-	令和元年8月22日
4		夜間保育カナリヤ瓦町園	高松市瓦町二丁目6-3	松熊 徳海	-	令和元年8月22日
5		リパティエ・インターナショナルアカデミー高松校 英語バイリンガル保育園	高松市元山町689-2	株式会社リパティエ・インターナショナルアカデミー	-	令和元年8月22日
6		プリスクール イングリッシュワールド	高松市太田上町969	有限会社EW	-	令和元年8月22日
7		事業所内保育所たまま (休止中)	高松市北浜町7-10	社会福祉法人さめき	-	令和元年8月22日
8		高松インターナショナルスクール	高松市番町二丁目4-27 番町スクエア2階	ACKRY株式会社	-	令和元年8月22日
9		屋島総合病院 院内保育所	高松市屋島西町2105-17	香川県厚生農業協同組合連合会	-	令和元年8月22日
10		高松赤十字病院院内保育所	高松市番町四丁目14-20	高松赤十字病院	-	令和元年8月22日
11		地域医療機構りつりん病院 りつりん保育所	高松市栗林町三丁目8-3	独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院	-	令和元年8月22日
12		高松市立みんなの病院 院内保育所「どんぐり」	高松市仏生山町甲906-6	高松市病院事業管理者 和田 大助	-	令和元年8月22日
13		独立行政法人国立病院機構高松医療センター さくら保育所	高松市新田町乙8	独立行政法人国立病院機構高松医療センター	-	令和元年8月22日
14		香川ヤクルト販売株式会社 中央保育所	高松市林町1479-1	香川ヤクルト販売株式会社	-	令和元年8月22日
15		香川ヤクルト販売株式会社 一宮保育所	高松市寺井町1102-1	香川ヤクルト販売株式会社	-	令和元年8月22日
16		二番丁幼稚園	高松市昭和町二丁目7-1	学校法人二番丁学園	-	令和元年8月22日
17		託児所エンジェル (休止中)	高松市一宮町880-1	社会福祉法人喜勝会	-	令和元年9月6日
18		Petit-Petite	高松市香南町横井98-13	宮本 尚枝	-	令和元年9月6日
19		森のようちえん お山歩隊	高松市西植田町6047	代表理事 湊 千恵	-	令和元年9月6日
20		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会 病院 なでしこ保育所	高松市多肥上町1296-5	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会	-	令和元年9月6日
21		あおぞら園	高松市福岡町4丁目12-18	四國産業株式会社	-	令和2年4月1日
22		にこにこ保育教育研究センター附属保育園きらきら	高松市太田下町2350-1	株式会社チャイルドケア二四	-	令和4年4月1日
23		香川県立中央病院附属保育所	高松市朝日町一丁目2番1号	香川県立中央病院	-	令和7年4月1日
24		社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 附属保育施設 さくら保育園	高松市田村町1114番地	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	-	令和7年7月24日
1	認可外保育施設(居宅訪問型保育事業)	保育サポートひまわり	高松市香西本町1-1	有限会社FineStyle	-	令和元年8月22日
2		小杉 恵久美	高松市国分寺町新名1469-75	小杉 恵久美	-	令和元年9月30日
1	預かり保育事業	高松市立木太幼稚園	高松市木太町3901-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
2		高松市立木太北部幼稚園	高松市木太町2604-5	高松市	提供なし	令和元年8月22日
3		高松市立栗山幼稚園	高松市牟礼町牟礼3028	高松市	提供なし	令和2年4月1日
4		高松市立国分寺北部幼稚園	高松市国分寺町新居1870-2	高松市	提供なし	令和2年4月1日
5		高松市立国分寺南部幼稚園	高松市国分寺町福家甲3123-1	高松市	提供なし	令和2年4月1日
6		高松市立前田幼稚園	高松市前田東町788-1	高松市	提供なし	令和4年4月1日
7		高松市立川添幼稚園	高松市東山崎町601	高松市	提供なし	令和4年4月1日

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について (平日8時間かつ年間200日以上提供)	確認年月日
8		高松市立一宮幼稚園	高松市一宮町1233-2	高松市	提供なし	令和4年4月1日
9		高松市立三溪幼稚園	高松市三谷町2316-2	高松市	提供なし	令和6年4月1日
10		高松市立多肥幼稚園	高松市多肥上町990-2	高松市	提供なし	令和6年4月1日
11		高松市下笠居こども園	高松市生島町335	高松市	提供なし	令和元年8月22日
12		高松市はらこども園	高松市牟礼町原570-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
13		高松市庵治こども園	高松市庵治町853-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
14		高松市香南こども園	高松市香南町横井865-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
15		高松市塩江こども園	高松市塩江町安原下第1号887	高松市	提供なし	令和元年8月22日
16		高松市川東こども園	高松市番川町川東上1987-4	高松市	提供なし	令和元年8月22日
17		高松市林こども園	高松市林町1405-4	高松市	提供なし	令和2年4月1日
18		高松市屋島こども園	高松市屋島西町1744-1	高松市	提供なし	令和2年4月1日
19		高松市川島こども園	高松市川島東町253-4	高松市	提供なし	令和3年4月1日
20		高松市浅野こども園	高松市番川町浅野816-1	高松市	提供なし	令和3年4月1日
21		高松市田井こども園	高松市牟礼町牟礼1243-2	高松市	提供なし	令和7年4月1日
22		屋島教会幼稚園	高松市屋島西町1392-7	学校法人屋島教会学園	提供あり	令和元年8月22日
23		青空幼稚園	高松市三条町498	喜岡 信行	提供あり	令和元年8月22日
24		まゆみ幼稚園	高松市檀紙町1541-4	学校法人まゆみ学園	提供あり	令和元年8月22日
25		二番丁幼稚園	高松市昭和町二丁目7-1	学校法人二番丁学園	提供あり	令和元年8月22日
26		ときわ幼稚園	高松市飯田町138	学校法人ときわ幼稚園	提供あり	令和元年8月22日
27		高松聖母幼稚園	高松市番町二丁目4-31	学校法人聖母学園	提供あり	令和元年8月22日
28		愛育幼稚園	高松市西ハゼ町310	学校法人小小学園	提供あり	令和元年9月6日
29	預かり保育事業	サンシャインこどもの森	高松市上林町502-2	学校法人古高松学園	提供あり	令和元年8月22日
30		いずみこども園	高松市国分寺町国分2408	社会福祉法人いずみ保育園	提供あり	令和元年8月22日
31		認定こども園高松東幼稚園	高松市春日町688	学校法人四国高松学園	提供あり	令和元年8月22日
32		幼保連携型認定こども園新田幼稚園	高松市新田町甲2630-1	学校法人新田学園	提供あり	令和元年8月22日
33		幼保連携型認定こども園すまいる	高松市三名町591-1	社会福祉法人ゆたか	提供あり	令和元年8月22日
34		認定こども園やしま幼稚園	高松市屋島西町2477-4	学校法人やしま学園	提供あり	令和元年8月22日
35		高松聖ヤコブ幼稚園	高松市西宝町二丁目3-14	学校法人高松聖ヤコブ幼稚園	提供あり	令和元年8月22日
36		認定こども園亀阜幼稚園	高松市宮脇町一丁目2-23	学校法人亀阜学園	提供あり	令和元年8月22日
37		らく楽寺井幼稚園	高松市寺井町1369-4	学校法人らく楽学園	提供あり	令和元年8月22日
38		幼稚園型認定こども園つし幼稚園	高松市高松町1711-7	学校法人古高松学園	提供あり	令和元年8月22日
39		メリーGOLAND高松園	高松市成合町796-1	株式会社MGL Takamatsu	提供あり	令和元年8月22日
40		認定こども園勅使百華幼稚園	高松市勅使町955	学校法人香川県百華学園	提供あり	令和元年9月6日
41		認定こども園 和光こども園	高松市川部町1561-1	社会福祉法人和光保育園	提供あり	令和元年9月6日
42		幼保連携型認定こども園カナン保育園	高松市仏生山町甲745-2	社会福祉法人カナン福祉センター	提供あり	令和元年9月6日
43		幼保連携型カナン十河こども園	高松市十川西町546-1	社会福祉法人カナン福祉センター	提供あり	令和元年9月6日
44		認定こども園 西光寺保育所	高松市前田西町167-1	社会福祉法人慈光福祉会	提供あり	令和3年4月1日
45		幼保連携型 円座百華こども園	高松市円座町1478-1	社会福祉法人香川県百華福祉会	提供あり	令和3年4月1日
46		認定こども園 高松くりの木学舎	高松市花園町3-4-5	社会福祉法人長尾福祉会	提供あり	令和3年4月1日
47		幼保連携型認定こども園 川添こども園(休止中)	高松市下田井町52	社会福祉法人ミハル福祉会	提供なし	令和3年8月1日
48		高松中央高校幼稚園	高松市松島町一丁目14-8	学校法人高松中央高等学校	提供あり	令和元年9月6日
49		マリア幼稚園	高松市多肥下町14-3	学校法人高松聖母被昇天学院	提供あり	令和元年9月6日
50		のぞみ幼稚園	高松市屋島中町30	学校法人のぞみ学園	提供あり	令和元年9月6日
51		栗林幼稚園	高松市栗林町二丁目19-4	学校法人栗林学園	提供あり	令和元年9月6日

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について (平日8時間かつ年間200日以上の提供)	確認年月日
52	預かり保育事業	高松幼稚園	高松市亀岡町1-6	学校法人高松学園	提供あり	令和元年9月6日
53		桜町聖母幼稚園	高松市桜町一丁目8-13	学校法人聖母学園	提供あり	令和元年9月6日
54		相愛幼稚園	高松市仏生山町甲546	学校法人相愛学園	提供あり	令和元年9月6日
55		太田百華幼稚園	高松市太田上町932	学校法人百華学園	提供あり	令和元年9月6日
56		光華幼稚園	高松市瓦町一丁目13-8	学校法人光華学園	提供あり	令和元年9月6日
57		くにとう幼稚園	高松市伏石町1611	学校法人国東学園	提供あり	令和元年9月6日
58		認定こども園中野保育所	高松市中野町27-5	社会福祉法人つくし福祉会	提供あり	令和元年9月30日
59		認定こども園春日こども園	高松市春日町1287-1	社会福祉法人未知の会	提供あり	令和元年9月30日
60		認定こども園花ノ宮こども園	高松市花ノ宮町一丁目10-22	社会福祉法人未知の会	提供あり	令和元年9月30日
61		幼保連携型 勅使百華こども園	高松市勅使町955	社会福祉法人香川県百華福祉会	提供あり	令和4年4月1日
62		みらい学園	高松市木太町3429-3	社会福祉法人鶴足津福祉会	提供あり	令和4年6月13日
63		幼保連携型認定こども園 あさがおこども園	高松市上林町69	社会福祉法人守里会	提供あり	令和6年4月1日
64		さんさんこども園	高松市香川町浅野834-1	社会福祉法人 燦々会	提供あり	令和6年4月1日
1		一時預かり事業 (一般型)	高松市立桜町保育所	高松市桜町一丁目3-15	高松市	-
2	高松市立弦打保育所		高松市鶴市町359-1	高松市	-	令和元年8月22日
3	こぶし今里保育園		高松市今里町一丁目7-2	社会福祉法人こぶし福祉会	-	令和元年9月6日
4	こぶし中央保育園		高松市木太町5089-9	社会福祉法人こぶし福祉会	-	令和元年9月6日
5	みのり保育園		高松市国分寺町福家甲1982	社会福祉法人龍華福祉会	-	令和元年9月6日
6	高松市下笠居こども園		高松市生島町335	高松市	-	令和元年8月22日
7	高松市はらこども園		高松市牟礼町原570-1	高松市	-	令和元年8月22日
8	高松市庵治こども園		高松市庵治町853-1	高松市	-	令和元年8月22日
9	高松市香南こども園		高松市香南町横井865-1	高松市	-	令和元年8月22日
10	高松市塩江こども園		高松市塩江町安原下第1号887	高松市	-	令和元年8月22日
11	高松市川東こども園		高松市香川町川東上1987-4	高松市	-	令和元年8月22日
12	高松市林こども園		高松市林町1405-4	高松市	-	令和2年4月1日
13	高松市屋島こども園		高松市屋島西町1744-1	高松市	-	令和2年4月1日
14	高松市川島こども園		高松市川島東町253-4	高松市	-	令和3年4月1日
15	高松市浅野こども園		高松市香川町浅野816-1	高松市	-	令和3年4月1日
16	高松市田井こども園		高松市牟礼町牟礼1243-2	高松市	-	令和7年4月1日
17	西春日保育所		高松市西春日町1407	社会福祉法人つくし福祉会	-	令和元年8月22日
18	さんさんこども園		高松市香川町浅野834-1	社会福祉法人燦々会	-	令和元年8月22日
19	八栗保育所		高松市牟礼町牟礼401	社会福祉法人八栗福祉会	-	令和元年8月22日
20	認定こども園春日こども園		高松市春日町1287-1	社会福祉法人未知の会	-	令和元年8月22日
21	認定こども園中野保育所		高松市中野町27-5	社会福祉法人つくし福祉会	-	令和元年8月22日
22	認定こども園 高松くりの木学舎		高松市花園町3-4-5	社会福祉法人長尾福祉会	-	令和3年4月1日
23	みどり栗林公園保育園		高松市栗林町一丁目18-30	株式会社みどり合同ホールディングス	-	令和元年9月6日
24	レインボー恵保育園		高松市多肥上町1411-1	株式会社リンクスケア	-	令和元年9月6日
25	しんじ保育園		高松市牟礼町原585-5	医療法人社団しんじ歯科医院	-	令和元年9月6日
26	幼保連携型認定こども園 新田幼稚園		高松市新田町甲2630-1	学校法人新田学園	-	令和元年9月30日
27	企業主導型事業所内保育所 和光保育園		高松市川部町1577-21	社会福祉法人和光保育園	-	令和元年9月30日

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について(平日8時間かつ年間200日以上)の提供	確認年月日
28	一時預かり事業 (一般型)	保育園アルベジオ高松多肥下町園	高松市多肥下町1524-15	株式会社アルベジオ	-	令和2年8月27日
29		保育園アルベジオ高松松縄町園	高松市松縄町28-20	株式会社アルベジオ	-	令和4年2月1日
1	一時預かり事業 (余裕活用型)	初音保育所	高松市香西本町17-1	社会福祉法人守里会	-	令和元年8月22日
2		幼保連携型認定こども園 あさがおこども園	高松市上林町69	社会福祉法人守里会	-	令和元年9月6日
3		いずみこども園	高松市国分寺町園分2408	社会福祉法人いずみ保育園	-	令和元年8月22日
4		幼保連携型 勅使百華こども園	高松市勅使町955	社会福祉法人香川県百華福祉会	-	令和7年4月1日
5		幼保連携型認定こども園カナン保育園	高松市仏生山町甲745-2	社会福祉法人カナン福祉センター	-	令和3年9月1日
6		幼保連携型カナン十河こども園	高松市十川西町546-1	社会福祉法人カナン福祉センター	-	令和3年9月1日
7		みいろ	高松市香川町浅野668-5	株式会社みいろ	-	令和元年8月22日
8		にじいろうさぎ保育園	高松市多肥上町1622-13	特定非営利活動法人高松・絆ねつとハイジ	-	令和元年9月6日
9		にこにこ保育園	高松市林町294-1	株式会社チャイルドケア二四	-	令和2年4月1日
10		スマはび保育園 なないろstation	高松市多肥上町1301-3	社会福祉法人笑愛会	-	令和4年4月1日
11		小規模保育施設おひさま保育園	高松市三条町494-1	喜岡 信行	-	令和4年4月1日
1	病児保育事業 (体調不良児対応型)	高松赤十字病院内保育所	高松市番町四丁目14-20	高松赤十字病院	-	令和元年8月22日
1	病児保育事業	トビウメ小児科医院付属病児保育室子どもの家	高松市伏石町1352-2	トビウメ小児科医院	-	令和元年8月30日
2		西岡医院病児保育室レインボーキッズ	高松市寺井町1385-10	医療法人社団仁泉会	-	令和元年8月30日
3		小林内科小児科医院付属病児保育室すこやかルーム	高松市屋島西町2474-1	医療法人社団小林内科小児科医院	-	令和元年8月30日
4		へいわこどもクリニック 病児保育はとぼっぼ	高松市栗林町一丁目4-11	香川医療生活協同組合へいわこどもクリニック	-	令和元年8月30日
5		しぶやこどもクリニック病児保育にこにこすまいる	高松市牟礼町牟礼2100-1	医療法人社団しぶやこどもクリニック	-	令和元年8月30日
6		みどり栗林公園保育園	高松市栗林町一丁目18-30	株式会社みどり合同ホールディングス	-	令和元年8月30日
7		わき外科・内科クリニック病児保育室わきあいあいキッズルーム仏生山	高松市仏生山町甲460-8	医療法人社団わき外科クリニック	-	令和元年9月20日
8		レインボー恵保育園	高松市多肥上町1411-1	株式会社リンクスケア	-	令和元年9月20日
9		いきなりキッズクリニック「たすかるもん」	高松市内町2番1号	医療法人社団 恵生会	-	令和6年4月1日
10		香川県立中央病院附属保育所	高松市朝日町一丁目2番1号	香川県立中央病院	-	令和7年4月1日
1	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	たかまつファミリー・サポート・センター	高松市松島町一丁目15-1 (たかまつミライエ3階)	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット	-	令和元年8月30日

※ 在籍する幼稚園又は認定こども園(1号)が、預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業の提供量が十分な水準ではない場合(上表において、「預かり保育事業における提供量について(平日8時間かつ年間200日以上)の提供」欄が「提供なし」の場合)に限り、預かり保育事業の無償化上限月額から預かり保育事業の無償化支給額を差し引いた額までの範囲で認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

※ 特定の曜日(例えば毎週水曜日)において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。

高松市公式ホームページの

「令和元年10月1日からの無償化対象施設等について」
も御覧ください。

高松市 無償化対象施設等

検索



御不明点等がある場合は、こども保育教育課 監査給付係 (TEL087-839-2358) までお問い合わせください。